広野町から避難した腎臓透析患者が原発事故による医療水準の低下等が原因で平成23年3月27日に死亡したことについて死亡慰謝料等が賠償された事例。

# 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

#### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- 1 損害項目
- (1) 葬儀費用
- (2) 死亡逸失利益
- (3)精神的損害(申立外亡Aの死亡慰謝料)

#### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項1の損害項目に対する和解金として、金1503万2533円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 葬儀費用

30万0000円

(2) 死亡逸失利益

273万2533円

(3)精神的損害(申立外亡Aの死亡慰謝料)

1200万0000円

#### 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

## 平成24年12月28日

(仲介委員 細川大輔)